

議員提出議案第3号

生駒市立病院に係る事務事業を一時休止することを求める決議について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成25年3月25日

提出者 中浦新悟

賛成者 中谷尚敬

〃 井上充生

## 生駒市立病院に係る事務事業を一時休止することを求める決議

生駒市は、生駒市立病院の開設に向けて取組を進めており、本年3月には指定管理者である医療法人徳洲会と生駒市立病院の管理に関する基本協定書の内容について協議・確認し、協定の締結を行う予定である。また、4月には病院建設工事の入札手続きを開始し、工事契約を行う予定である。

一方、本年2月、医療法人徳洲会を始めとする徳洲会グループを統括する一般社団法人徳洲会において、専務理事が暴力団との関係を理由にその役職を解任されたとするなどの、徳洲会グループに関する報道がなされた。

本来、指定管理者を指定する際、役員が暴力団との関係を有する場合には指定管理者とはなり得ない。しかし、この報道が事実であれば、生駒市が医療法人徳洲会を生駒市立病院の指定管理者とした時には、その事務総長であり専務理事であった人物が暴力団との関係を有していたことになる。

さらに、元事務総長兼専務理事が医療法人徳洲会の理事長が持っていた暴力団や右翼との関係を引き継ぎ、さばいてきたと主張しているとする報道や、その他にも当該法人が生駒市立病院という公の医療機関を運営することに対して不安や疑念を持たざるを得ない様々な報道がある。

これらの報道は、一般社団法人徳洲会が元事務総長兼専務理事に送った「聴聞通知書」及び元事務総長兼専務理事がこれに対して作成した「回答書」に基づいてなされていることから、その信ぴょう性は高いと言える。

以上のことは、このまま医療法人徳洲会を指定管理者として病院事業を進めることに対して、非常に大きな不安を市民に与えることとなっている。それ故に、病院事業の実施主体である生駒市は、この事実関係を直ちに調査し、事の真偽を明らかにし、必要な措置をとらなければならない。

にもかかわらず、生駒市は、元事務総長兼専務理事が医療法人徳洲会の役員を

辞めていることと、医療法人徳洲会に生駒市立病院の指定管理者を引き受ける意思があることのみを確認するにとどまっている。

仮に、医療法人徳洲会が指定管理者としての資格を喪失する事態になれば、巨額な費用を投じ病院事業を進める生駒市に、大きな損害が発生しかねない。

このまま疑念や不安を払拭せず事業を進めることを認めては、行政を監視すべき機関たる市議会としての責任を果たすことにはならない。

以上のことから、市は生駒市立病院事業に対する市民の不安を払拭するため、直ちに報道が指摘している問題について調査し、真偽が明らかになるまで、市立病院に係る事務事業を休止すべきである。

以上、決議する。

平成25年3月25日

生 駒 市 議 会